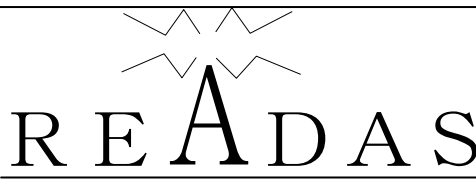


第 5737 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 6月21日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ カメラマンに対する報酬の源泉

**Q**：カメラマンに支払う報酬からは源泉徴収が必要ですか？

**A**：必要な場合と必要でない場合があります。

### 【解説】

源泉徴収については、所得税法で、居住者に対し国内において特定の報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、それを国に納付しなければならないとしており、政令において具体的に、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬は源泉徴収が必要としています。

したがって、カメラマンに対する報酬については、雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬は源泉徴収が必要となり、それ以外の報酬については源泉徴収しなくてよいということになります。

例を挙げれば、宣伝用のポスターやジャケット用の写真撮影にかかるカメラマンの報酬は、源泉徴収が必要で、結婚式の写真撮影にかかるカメラマンの報酬は源泉徴収が不要ということとなります。

